第明治二十五種郵便物認可

△

準備金若しくは再評価積立金その他の法律で定める準備金を資本金に組入れた場合又は剰余金の処分による資本組入れを行った場合における資本金の増加については、その内容を欄外に記載すること。

発行済株式総数、資本金及び資本準備金の減少については、その理由及び減資割合等を欄外に記載すること。

c　当中間会計期間において、有価証券届出書、発行登録追補書類又は臨時報告書（第19条第２項第１号又は第２号の規定により提出する場合に限る。）に記載すべき手取金の総額並びにその使途の区分ごとの内容、金額及び支出予定時期に重要な変更が生じた場合には、その内容を欄外に記載すること。

d　［略］

⑮　大株主の状況

a　当中間会計期間の末日現在の「大株主の状況」について記載すること。

［ｂ～ｄ　略］

⑯　議決権の状況

a　当中間会計期間の末日現在の「議決権の状況」について記載すること。

なお、各欄に記載すべき株式について、二以上の種類の株式を発行している場合は、株式の種類ごとの数が分かるように記載すること。

［ｂ～ｈ　略］

⑰　役員の状況

a　前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当中間会計期間において役員に異動があった場合に記載すること。

［ｂ～ｆ　略］

⑱　経理の状況

a　中間連結財務諸表又は中間財務諸表を連結財務諸表規則又は財務諸表等規則に定めるところにより作成している場合には、その旨及び第１種中間連結財務諸表若しくは第２種中間連結財務諸表の別又は第１種中間財務諸表若しくは第２種中間財務諸表の別を記載すること。財務諸表等規則別記に掲げる事業を営む会社が、特別の法令若しくは準則の定めるところにより又はこれらに準じて中間連結財務諸表又は中間財務諸表を作成している場合も、同様とする。

b　指定国際会計基準又は修正国際基準により中間連結財務諸表を作成した場合には、その旨を記載すること。

c　中間連結財務諸表を作成していない場合には、その旨及びその理由を記載すること。

d　提出会社が中間連結財務諸表を作成していない場合であって、財務諸表等規則第326条第２項の規定により指定国際会計基準により中間財務諸表を作成したときは、その旨を記載すること。

e　提出会社が特定事業会社であって、⑳の規定により中間連結財務諸表及び中間財務諸表（以下⑱において「中間連結財務諸表等」という。）を作成している場合には、その旨を記載すること。

○

○

準備金若しくは再評価積立金その他の法律で定める準備金を資本金に組入れた場合又は剰余金の処分による資本組入れを行った場合における資本金の増加については、その内容を欄外に記載すること。

発行済株式総数、資本金及び資本準備金の減少については、その理由及び減資割合等を欄外に記載すること。

c　当四半期会計期間において、有価証券届出書、発行登録追補書類又は臨時報告書（第19条第２項第１号又は第２号の規定により提出する場合に限る。）に記載すべき手取金の総額並びにその使途の区分ごとの内容、金額及び支出予定時期に重要な変更が生じた場合には、その内容を欄外に記載すること。

d　［同左］

⑮　［同左］

a　当四半期会計期間が第２四半期会計期間である場合について、当四半期会計期間の末日現在の「大株主の状況」について記載すること。

［ｂ～ｄ　同左］

⑯　［同左］

a　当四半期会計期間の末日現在の「議決権の状況」について記載すること。

なお、各欄に記載すべき株式について、二以上の種類の株式を発行している場合は、株式の種類ごとの数が分かるように記載すること。

［ｂ～ｈ　同左］

⑰　［同左］

a　前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間において役員に異動があった場合に記載すること。

［ｂ～ｆ　同左］

⑱　［同左］

a　財務諸表等規則別記に掲げる事業を営む会社が、特別の法令若しくは準則の定めるところにより又はこれに準じて四半期連結財務諸表又は四半期財務諸表（ｆにおいて「四半期連結財務諸表等」という。）を作成している場合には、その旨を記載すること。

b　指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合には、その旨を記載すること。

また、修正国際基準により四半期連結財務諸表を作成した場合には、その旨を記載すること。

c　四半期連結財務諸表を作成していない場合には、その旨及び作成していない理由を記載すること。

d　提出会社が四半期連結財務諸表を作成していない場合であって、四半期財務諸表等規則第83条第２項の規定により指定国際会計基準により四半期財務諸表を作成したときには、その旨を記載すること。

e　提出会社が特定事業会社であって、⑳の規定により中間連結財務諸表及び中間財務諸表（以下⑱において「中間連結財務諸表等」という。）を作成している場合には、その旨を記載すること。